

「2020年版 EDINET タクソノミ（案）」に対する コメントの概要及び金融庁の考え方

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	財務諸表本表 タクソノミ 業種:投資業	タクソノミ要素	<p>次の勘定科目は、投資法人において広く利用されているので、投資業タクソノミにタクソノミ要素として追加することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益超過分配(投資主資本等変動計算書) ・ 差入敷金及び保証金の差入による支出(投資 CF) ・ 信託差入敷金及び保証金の差入による支出(投資 CF) ・ 投資有価証券の払戻による収入(投資 CF) ・ 利益超過分配金の支払額(財務 CF) <p>また、タクソノミの全体構成の観点から上記に関連する次の勘定科目もタクソノミ要素として追加することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時差異等調整引当額による利益超過分配(投資主資本等変動計算書) ・ 一時差異等調整引当額の戻入(投資主資本等変動計算書) ・ 差入敷金及び保証金の回収による収入(投資 CF) ・ 信託差入敷金及び保証金の回収による収入(投資 CF) ・ 一時差異等調整引当額による利益超過分配金の支払額(財務 CF) 	御意見を踏まえ、タクソノミ要素を追加しました。
2	国際会計基準 タクソノミ	タクソノミ要素の 用途別ラベル	IFRS の四半期連結持分変動計算書において、「四半期末残高」と記載している例が複数ありますので、四半期連結期末用のラベルとして追加することを提案します。	御意見を踏まえ、用途別ラベルを追加しました。

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
3	開示府令 タクソミ	タクソミ要素	有価証券報告書及び有価証券届出書の【役員の報酬等】に記載する役員報酬区分として、「固定報酬」及び「業績連動報酬」が追加された一方、「基本報酬」、「ストックオプション」、「賞与」及び「その他」が削除されました。しかし、平成31年3月期の有価証券報告書において、「基本報酬」、「ストックオプション」、「賞与」又は「その他」という役員報酬区分での開示例も相当数あるので、削除せずに残していただくことを提案します。	固定報酬、業績連動報酬の区分けを明示した上で、更なる内訳を開示する場合に利用するため、「基本報酬」、「ストックオプション」、「賞与」及び「その他」のタクソミ要素を残しました。
4	開示府令 タクソミ	タクソミ要素	有価証券報告書及び有価証券届出書の【株式の保有状況】に記載する保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式及びみなし保有株式の明細に係るタクソミ要素として、「保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由」と併せて「保有目的」、「定量的な保有効果」及び「株式数が増加した理由」が用意されていますが、多くの提出会社が、「保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由」を一つの欄で記載しているため、タグ付けに係る判断の簡便化の観点から「保有目的」、「定量的な保有効果」及び「株式数が増加した理由」を削除し、「保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由」に一本化することを提案します。	平成31年1月31日改正後の府令様式の記載上の注意では、「保有目的」、「定量的な保有効果」及び「株式数が増加した理由」のそれぞれを開示することが求められているため、それぞれについてタクソミ要素を用意しています。また、開示実務上は、これら三つの相互関係も含め一つの欄でわかりやすく記載する場合の利用も想定し、「保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由」要素を用意しています。本件については、原案どおりとすることが妥当と考えます。
5	開示府令 タクソミ	タクソミ要素	「監査公認会計士等の異動について」要素が【経理の状況】から【監査の状況】に移動されましたが、冗長ラベルが「監査公認会計士等の異動について、経理の状況」のままになっており、修正が必要と考えます。また、四半期報告書及び半期報告書の【経理の状況】においては、監査人の交代があった場合その旨が記載されるので、当該記載をタグ付けする要素を追加する必要があると考えます。	御意見を踏まえ、【監査の状況】中の「監査公認会計士等の異動について」要素の設定を改めました。また、【経理の状況】には、「監査人の交代」要素を追加しました。

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
6	開示府令 タクソミ	タクソミ要素	「監査公認会計士等の異動について」要素の periodType (期間・時点) 属性が duration (期間) に設定されていますが、instant (時点) が正しいのではないのでしょうか。	異動年月日は、タグ付けされた情報の中に含まれるため、異動に係る記載全体としては、当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けするよう、periodType (期間・時点) 属性を duration (期間) としています。
7	開示府令 タクソミ	様式	有価証券届出書及び有価証券報告書の【役員 の状況】における開示項目である「社外取締役 (及び社外監査役)」要素が四半期報告書及び半期報告書の様式にも配置されているが、不要ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、四半期報告書及び半期報告書の様式からは「社外取締役 (及び社外監査役)」要素を削除しました。
8	ガイドライン	『EDINET タクソミの 概要説明』 2-5 詳細タグ付 けの範囲及び 方針	会社法施行規則第 118 条第 3 号の「会社の支配に関する基本方針」について、具体的な買収防衛策がない場合も詳細タグ付け対象であるか明確にしていきたい。	具体的な買収防衛策の有無にかかわらず詳細タグ付け対象です。本内容に関し、『EDINET タクソミの概要説明』に記載を追加しました(「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 2-5-2 開示府令」を御参照。)
9	ガイドライン	『EDINET タクソミの 概要説明』 2-5 詳細タグ付 けの範囲及び 方針	企業統治の体制の概要については、監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社のいずれであるかによりそれぞれ異なる要素でタグ付けすることとなっていますが、株主総会前に有価証券報告書を提出する場合、株主総会において、企業統治の体制の変更を予定する場合があります。この場合の要素選択について明確にしていきたい。	監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の区分については、提出日における態様を選択してください(企業統治の体制の変更を予定する場合は、その旨を別途タグ付けすることとしています。)。本内容に関し、『EDINET タクソミの概要説明』に記載を追加しました(「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 2-5-2 開示府令」を御参照。)

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
10	ガイドライン	『EDINET タクソミの 概要説明』 2-5 詳細タグ付 けの範囲及び 方針	【監査の状況】の詳細タグ付け対象に係る記載が、「監査公認会計士等に対する報酬の内容及びネットワークファームに対する報酬のそれぞれの表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。」となっています。平成31年1月31日改正後の府令様式では、報酬金額が必ずしも表で記載されるとは限らないので、表で記載されない場合は詳細タグ付け対象外なのかという点を明確にしてください。	表ではなく文章中に金額が記載された場合も詳細タグ付け対象です。本内容に関し、『EDINETタクソミの概要説明』の記載を改めました(「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 2-5-2 開示府令」を御参照。)
11	ガイドライン	『報告書インスタ ンス作成 ガイドライン』 5-6-3-2 テキスト ブロック	『報告書インスタンス作成ガイドライン』において、【経理の状況】中の様式ツリーのテキストブロックは、当会計期間及び比較対象会計期間の両方を当会計期間のコンテキストIDでタグ付けするものとしています。しかし、株主資本等変動計算書については、前期、当期の表を別個のテキストブロックとしてタグ付けする事例が散見されます。 情報利用の観点からは、株主資本等変動計算書についても『報告書インスタンス作成ガイドライン』のとおりタグ付けルールが徹底されている方が利便性が高いので、タグ付けルールについて誤解が生じないようガイドラインに説明を追加することを提案します。	御意見を踏まえ、『報告書インスタンス作成ガイドライン』に説明を追加しました(「5-6-3-2 テキストブロック」を御参照。)
12	英語ラベル	特定有価証券 臨時報告書 タクソミ	開示府令の臨時報告書タクソミにおける英語ラベルが変更されていますが、特定有価証券の臨時報告書タクソミにも同一又は類似の日本語ラベルがあるので、それらについても同様の変更を行うことを提案します。	御意見を踏まえ、特定有価証券の臨時報告書タクソミの英語ラベルを改めました。